

第55回原子力委員会定例会議議事録

1.日 時 2010年10月19日(火) 10:30～10:40

2.場 所 中央合同庁舎4号館 10階 1015会議室

3.出席者 原子力委員会

近藤委員長、鈴木委員長代理、秋庭委員、大庭委員、尾本委員

内閣府

中村参事官、吉野企画官、加藤参事官補佐

4.議 題

(1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の原子炉の設置変更(6号原子炉施設の変更)について(答申)

(2) 鈴木原子力委員会委員長代理の海外出張について

(3) その他

5.配付資料

(1-1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の原子炉の設置変更(6号原子炉施設の変更)について(答申)(案)

(1-2) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉設置変更許可申請(6号原子炉施設の変更)の概要について

(2) 鈴木原子力委員会委員長代理の海外出張について

(3) 第48回原子力委員会定例会議議事録

6.審議事項

(近藤委員長)おはようございます。第55回の原子力委員会定例会議を開催させていただきます。

本日の議題は、1つが、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の原子炉の設置変更についての答申案をご審議いただくこと。2つが、鈴木委員の海外出張について、ご審議いただ

くこと。3つが、その他です。これでよろしゅうございますか。

それでは、最初の議題から お願いします。

(1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の原子炉の設置変更（6号原子炉施設の変更）について（答申）

(中村参事官) 1番目の議題でございます。東京電力株式会社福島第一原子力発電所の原子炉の設置変更（6号原子炉施設の変更）につきまして、4月13日の第22回の原子力委員会定例会議で説明を受けましたが、答申の整理ができましたので、ご審議をお願いいたします。

それでは、加藤参事官補佐より説明いたします。

(加藤参事官補佐) それでは、お手元の資料第1-1号に基づきまして、答申案につきましてご説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、2ページ目の第2パラグラフからでございます。まず、本件申請に係る変更内容につきましては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の6号原子炉施設に関し、以下のとおりであります。

メンテナンス技術等の向上により、主蒸気隔離弁の後備装置の必要性がなくなったこと等から、主蒸気隔離弁漏えい抑制系止め弁の機能を廃止する。

もう1点目としまして、可燃性ガス濃度制御系再結合装置について、同装置を同等の機能を有する異なる容量の装置に変更する。

以上が変更点でございます。

これにつきまして、審査項目の1点目でございます。平和利用の観点からの審査でございます。

本件申請につきましては、原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと。

発生する使用済燃料につきましては、国内の再処理事業者又は我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において再処理を行うこととし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針を変更するものではないこと。

海外において再処理を行う場合は、再処理によって得られるプルトニウムは国に持ち帰り、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針を変更するものではないこと。

以上のことから、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められるとした経済産業大臣の判断は妥当であると考えております。

審査項目の2点目、計画的遂行でございます。

本件申請につきましては、「原子力発電を基幹電源に位置付けて、着実に推進していくべき」とする原子力政策大綱の方針に沿ったものであること。

2点目といたしまして、発生する使用済燃料につきましては、国内の再処理事業者又は我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において再処理を行うこととし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針を変更するものではなく、原子力政策大綱における我が国の核燃料サイクルに対する基本的考え方に沿ったものであること。

次のページにまいりまして、3点目でございますが、本原子炉の運転に伴い必要な核燃料物質については、長期購入契約等により計画的に確保する方針であること。

最後の点でございますが、発生する放射性廃棄物につきましては、原子力政策大綱における我が国の放射性廃棄物の処理・処分に対する基本的考え方に沿って適切に処理・処分するという方針を変更するものではないこと。

以上のことから、原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められるとした経済産業大臣の判断は妥当であると考えております。

審査項目の3点目といたしまして、経理的基礎でございます。

本件申請に係る変更に伴う工事に要する資金は以下の通りであり、自己資金等により調達する計画としております。

(1) といたしまして、主蒸気隔離弁漏えい抑制系止め弁の機能廃止でございます。こちらにつきましては、約1億円です。

(2) といたしまして、可燃性ガス濃度制御系再結合装置の容量変更でございます。これにつきましては、約17億円としております。

この点につきまして、東京電力株式会社における総工事資金の調達実績からこの資金調達は可能であると判断し、本件申請に係る原子炉施設を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められるとした経済産業大臣の判断は妥当である、と考えております。

簡単ではございますが、以上でございます。

(近藤委員長) ご説明、ありがとうございます。

ご議論をお願いします。

この案で答申することによろしいですか。

(一同異議無しの声)

(近藤委員長) それでは、これで答申することにいたします。

ありがとうございました。

それでは、その次の議題。

(2) 鈴木原子力委員会委員長代理の海外出張について

(中村参事官) 2番目の議題でございます。鈴木原子力委員会委員長代理の海外出張につきまして、鈴木委員長代理からご説明があります。

(鈴木委員長代理) 今週末から3カ所回ってきます。1つが、10月24日～29日にメキシコのカンクンで開催される第17回環太平洋原子力会議に出席して講演を行います。次に、モスクワでATOM・ECO2010で、ここでも講演を行い、その後ロスアトム関係者などとも意見交換を行ってきます。最後に、視察ですが、イギリスのマンチェスターでURENCOの濃縮施設の視察と関係者との意見交換を行います。

以上です。

(近藤委員長) 長旅、世界一周ですね。

(鈴木委員長代理) 世界一周ですが、ディスカウントで安く行ってまいります。それから、昨日までの出張の報告書を今書いているところですのでけれども、今度の出張から帰ってきたら両方一緒に出しますので、よろしくをお願いします。

(近藤委員長) お体を大事に。

(3) その他

(近藤委員長) それでは、その他議題。

(中村参事官) 事務局からは特に準備ありません。

(近藤委員長) 各委員の方で何かございますか。

無ければ、終わりにしますが、何もありませんか。

はい、それでは、次回予定を伺って終わります。

(中村参事官) 次回の第56回の原子力委員会は臨時会にしたいと考えてございます。開催日

時ですけれども、明後日、10月21日の木曜日、14時からです。場所はここではなくて1階の123会議室でございます。内容につきましては、以前ご紹介いたしましたように、大綱に関する有識者からのヒアリングということをご予定してございます。

以上です。

(近藤委員長) それでは、終わります。

どうもありがとうございました。

—了—